

## 知事コメント

(関与取消訴訟の上告受理申立理由書の提出について)

沖縄防衛局が令和4年7月に提出したサンゴ類特別採捕許可申請2件については、当時、埋立変更承認処分がなされておらず、少なくとも、サンゴ類採捕の必要性が認められなかったことから、沖縄県は同年9月、不許可処分としました。

しかし、沖縄防衛局の行政不服審査法に基づく審査請求を受けて、同年12月、農林水産大臣は、沖縄県の不許可処分を裁決で取り消した上で、令和5年3月には、沖縄県に対して、特別採捕許可申請を許可するよう地方自治法に基づく是正の指示を行いました。

沖縄県は、令和5年8月、是正の指示の取消しを求める関与取消訴訟を提起し、サンゴ類採捕の必要性が依然として認められないこと、是正の指示の適法性を判断するためには法令違反等要件のみならず公益侵害等要件の充足が必要となること等を主張しましたが、福岡高等裁判所那覇支部は、本年2月15日、沖縄県の訴えを退ける判決を言い渡しました。

このため、沖縄県は、去る2月22日付で上告受理申立てをし、本日、その理由を記した上告受理申立理由書を提出したところです。

上告受理申立理由書では、高裁判決が

- ① 令和5年3月の是正の指示時点における法令違反や要件充足性の審理判断をしなければならないが、この判断を回避し、沖縄県の事務処理が違法であると判断したことに誤りがあること
- ② 関与最小限の原則等からすれば、是正の指示の適法性を判断するためには法令違反等要件のみならず公益侵害等要件の充足が必要となるところ、公益侵害等要件を不要としたことは、是正の指示の要件解釈に誤りがあること
- ③ 制度趣旨が異なる裁決と是正の指示の併用が行政不服審査法の趣旨にも合致すると判断したが、行政不服審査法の裁決の拘束力と地方自治法の是正の指示の制度趣旨について法令解釈を誤ったものであることから破棄するよう求めております。

令和6年3月11日

沖縄県知事 玉城 デニー